

京都市上下水道局告示第20号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出がありましたので、同規程第10条第1項第2号の規定に基づき告示します。

令和5年6月30日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 吉川 雅則

1 廃止届出業者名等

指定番号675号 業者コード757号
大阪府茨木市横江一丁目6番26号
東洋工業株式会社
代表取締役 山口 治良

2 廃止年月日

令和5年6月13日

(上下水道局水道部水道管路課)